

横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップのマスコット キャラクター 「横浜みどりアップ葉っぱー」 図形使用取扱要綱

制 定 平成 27 年 12 月 3 日 環創み第 1709 号 (局長決裁)
最近改正 令和 6 年 3 月 29 日 環創み第 2583 号 (局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜みどりアップ計画ロゴマーク (以下「ロゴマーク」という。) 及び「横浜みどりアップのマスコットキャラクター 横浜みどりアップ葉っぱー」図形 (以下「横浜みどりアップ葉っぱー」という。) の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「ロゴマーク」とは、横浜みどりアップ計画ロゴマーク使用ガイド (以下ロゴマーク使用ガイド) という。) に、「横浜みどりアップ葉っぱー」とは、横浜みどりアップ葉っぱー使用ガイド (以下「使用ガイド」いう。) に定めるデザインのことをいう。

(権利)

第 3 条 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」に関する一切の権利は、横浜市に属する。

(使用目的)

第 4 条 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」は、横浜みどりアップへの愛着や親しみを高めるとともに、横浜みどりアップのイメージを内外に発信するために使用するものとする。取組にあたっては、緑の多様な機能を生かし、みどり豊かな美しい街を実現するとともに、脱炭素社会の実現と GREEN×EXPO 2027 の共感につなげるものとする。

(使用申請)

第 5 条 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用するときは、事前にみどり環境局戦略企画課担当課長 (以下「戦略企画課担当課長」という。) の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) みどり環境局又は横浜市が広報又はそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (2) 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する時。
- (3) その他戦略企画課担当課長が認める時。

2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書 (様式第 1 号) に次の書類を添えて、戦略企画課担当課長へ提出しなければならない。

- (1) 使用状況がわかる完成見本等
- (2) その他戦略企画課担当課長が認める書類

(使用承認)

第 6 条 戦略企画課担当課長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を確認し、当該使用が第 4 条に定める使用目的に合致する場合は、使用承認書 (様式第 2 号) を通知するものとする。なお、「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用については、原則として無料とする。

(使用を承認しない場合)

第 7 条 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用が次の各号のいずれかに

該当するときは、使用を承認しないものとし、使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

- (1) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 横浜市の信用又は品位を害するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用によって誤認又は混同を生じさせるとき又はそのおそれのあるとき。
- (5) 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」のイメージを損なうとき又はそのおそれのあるとき。
- (6) 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の著しい変形その他使用が適当でないときと認めるとき。
- (7) 自己の商標又は意匠として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (8) その他承認することが不相当と認めるとき。

（使用上の遵守事項）

第8条 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用する全ての者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用する場合、原則として、デザインの上または下に「横浜みどりアップマスコットキャラクター横浜みどりアップ葉っぱー」または「横浜みどりアップ葉っぱー」等、横浜みどりアップのキャラクターであることがわかる表記を入れるよう努めなければならない。
「横浜みどりアップ葉っぱー」のロゴ表記については、1行で表記することとし、省略やスペース挿入、改行をしてはならない。
 - (2) 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の色は、カラーで使用する場合は、原則として「使用ガイド」に定めるカラー設定を遵守すること。ただし、カラー設定の遵守が困難な場合は、事前にみどり環境局戦略企画課（以下「戦略企画課」という。）と協議し、承諾を得ること。
 - (3) 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」のデザインの遵守及び無断で他の図形等と重ねて使用しないこと。他の図形等と重ねて使用する場合は、事前に戦略企画課と協議し、承諾を得ること。
 - (4) この要綱又は「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用に関して必要な事項等を戦略企画課が変更した場合は、変更後の規定内容等に従うこと。
- 2 第6条による使用承認を受けた者は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項も遵守しなければならない。
- (1) 承認された使用内容のみ使用すること。
 - (2) 承認にかかわる物品等の完成品を戦略企画課へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、写真等を提出すること。

（承認の期間）

第9条 使用承認する期間は、使用を開始する日の属する年度の末日までとする。

（使用内容の変更）

- 第10条 使用者は、申請内容を追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ使用変更申請書（様式第4号）を戦略企画課担当課長へ提出し、承認を受けなければならない。
- 2 戦略企画課担当課長は、前項に規定する使用変更の申請があった場合には、その内容を確認し、適当と認めるときは、使用内容変更承認書（様式第5号）を使用者へ通知するものとする。
 - 3 前項の規定による確認の結果、変更することが適当でないときと認めるときは、使用内容変

更不承認書（様式第6号）により申請者に通知する。

（使用承認の取消し等）

第11条 戦略企画課担当課長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認（第10条による使用内容の変更があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- （1）使用者がこの要綱に違反したとき。
- （2）使用者が第6条又は第10条による使用承認に付した条件に違反したとき。
- （3）申請書の内容に虚偽のあることが認められるとき。
- （4）その他「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用継続が不相当であると認められるとき。

- 2 戦略企画課担当課長は、前項により使用承認を取り消すときは、使用承認取消書（様式第7号）を使用者へ通知するものとする。
- 3 横浜市は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 4 戦略企画課担当課長は、使用者に「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占制等）

第12条 使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用する権利を付与するものではない。

- 2 使用承認は、商品、使用者等について横浜市の推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第13条 横浜市は、この要項に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第14条 横浜市は、「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。
- 3 使用者は、「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用に際して故意又は過失により横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第15条 戦略企画課は、広く利用促進を図る視点から「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用承認の状況等について公開することができる。

（管理）

第16条 「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用管理及びこの要綱に関する事務等については、戦略企画課が所管する。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、「ロゴマーク」及び「横浜みどりアップ葉っぱー」

の使用に関し必要な事項は、別に戦略企画課が定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 12 月 3 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 7 月 5 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条第2項）

横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップ マスコットキャラクター
「横浜みどりアップ葉っぱー」使用申請書

年 月 日

みどり環境局戦略企画課担当課長

(申請者)

所在地

団体名

代表者名

横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスコットキャラクター「横浜みどりアップ葉っぱー」図形使用要綱の規定に基づき、次のとおり使用申請します。なお、使用にあたっては、「横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップのマスコットキャラクター「横浜みどりアップ葉っぱー」図形使用取扱要綱」及び使用ガイドの規定を遵守します。

ロゴマークのパターン 使用ガイドの番号を記入	
デザインのパターン（種類） 例) 基本、喜ぶ、飛ぶ、等	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日まで
担当者の 連絡 先	氏名
	電話番号／FAX
	Eメールアドレス
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・企画書・申請者の概要等を示す書類・みどりアップ計画ロゴマーク・キャラクターを使用する印刷物等の原稿または見本（これらの提出が困難であるときは、その写真）

様

みどり環境局戦略企画課担当課長

横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップ マスコットキャラクター
「横浜みどりアップ葉っぱー」使用承認通知書

年 月 日に申請のありました横浜みどりアップ計画ロゴマーク・横浜みどりアップマスコットキャラクターの使用について、次のとおり決定したので通知します。

1 決定内容

ロゴマークのパターン (使用ガイドの番号)	
デザインのパターン (種類)	
使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日まで

2 条件

- (1) 承認を受けたデザインのみを使用すること。
- (2) 承認を受けた目的及び方法に使用したことがわかる資料または写真を提出すること。
- (3) 使用の承認をした内容を変更する場合は、事前に「横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスコットキャラクター 使用内容変更申請書（第4号様式）」を提出すること。
- (4) 使用にあたっては、「横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップのマスコットキャラクター「横浜みどりアップ葉っぱー」図形使用取扱要綱」及び使用ガイドの規定を遵守すること。

担当 横浜市みどり環境局戦略企画課
電話 045 (671) 2712

様式第3号（第7条）

横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスコットキャラクター
「横浜みどりアップ葉っぱー」使用不承認通知書

年 月 日

様

みどり環境局戦略企画課担当課長

年 月 日付けで申請のありました横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスコットキャラクターの使用について、下記の通り不承認することとしましたので通知します。

〈 不承認理由 〉

担当 横浜市みどり環境局戦略企画課
電話 045（671）2712

横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップ マスコットキャラクター
「横浜みどりアップ葉っぱー」使用内容変更申請書

年 月 日

みどり環境局戦略企画課担当課長

(申請者)

所在地

団体名

代表者名

年 月 日付け 第 号にて承認された横浜みどりアップ計画ロゴマーク
及び横浜みどりアップマスコットキャラクター「横浜みどりアップ葉っぱー」の使用につ
いて、使用の内容を変更したいので下記の通り申請します。

変更内容	<input type="checkbox"/> 使用目的 <input type="checkbox"/> 使用方法 <input type="checkbox"/> 使用期間	
担当者の 連絡先	氏名	
	電話番号／FAX	
	Eメールアドレス	
添付書類	・変更が確認できる資料等	

様

みどり環境局戦略企画課担当課長

横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップ マスコットキャラクター
「横浜みどりアップ葉っぱー」 使用内容変更承認通知書

年 月 日に申請のありました横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスコットキャラクターの使用の内容変更について、次のとおり決定したので通知します。

1 決定内容

変更内容	<input type="checkbox"/> 使用目的 <input type="checkbox"/> 使用方法 <input type="checkbox"/> 使用期間	
------	---	--

2 条件

- (1) 承認を受けたデザインのみを使用すること。
- (2) 承認を受けた目的及び方法に使用したことがわかる資料または写真を提出すること。
- (3) 使用の承認をした内容を変更する場合は、事前に「横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスコットキャラクター 使用内容変更申請書（第4号様式）」を提出すること。
- (4) 使用にあたっては、「横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップのマスコットキャラクター「横浜みどりアップ葉っぱー」 図形使用取扱要綱」及び使用ガイドの規定を遵守すること。

担当 横浜市みどり環境局戦略企画課
電話 045（671）2712

様式第6号（第10条第3項）

横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスコットキャラクター
「横浜みどりアップ葉っぱー」使用内容変更不承認通知書

年 月 日

様

みどり環境局戦略企画課担当課長

年 月 日付けで申請のありました横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスコットキャラクターの使用の内容変更について、下記の通り不承認することとしましたので通知します。

〈 不承認理由 〉

担当 横浜市みどり環境局戦略企画課
電話 045（671）2712

様式第7号（第11条第2項）

横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスコットキャラクター
「横浜みどりアップ葉っぱー」使用承認取消通知書

年 月 日

様

みどり環境局戦略企画課担当課長

年 月 日付け 第 号で承認した横浜みどりアップ計画ロゴマーク及び横浜みどりアップマスコットキャラクターの使用について、下記の通り使用の承認を取り消しましたので通知します。

〈 承認の取消理由 〉

担当 横浜市みどり環境局戦略企画課
電話 045(671)2712